

京都市交通局管理規程第 25 号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 4 号を削り，同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 36 条第 1 号中「京都市交通局厚生会」を「京都市職員厚生会」に改め，同条第 2 号を削り，同条中第 3 号を第 2 号とし，第 4 号を第 3 号とし，同条第 5 号中「生命保険料及び火災保険料」を「保険契約（保険法第 2 条第 1 号に規定する保険契約をいう。）に基づく保険料」に改め，同号を同条第 4 号とし，同条第 6 号中「貯金」を「貸付金の弁済金」に改め，同号を同条第 5 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 京都市交通局が契約する金融機関があっせんする財形貯蓄

附 則

この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）